

働き方改革無料相談会

すべての会社で、5日間の 年次有給休暇取得が義務化されました！

この**4月から**は中小企業も含む**全ての企業**において、従業員に付与された年次有給休暇のうちの**5日間**については**取得させることが会社側の義務**となっています！

「有休取得義務化」、対応できていますか？

- ☑ 有休5日を取得させるために利用できる制度は？
- ☑ 付与日数の管理方法は？
- ☑ 有休取得の義務はパートタイマーにもある？
- ☑ 半日有休、時間単位の有休の扱いは？
- ☑ 違反したら罰則はあるのか？
- ☑ そもそもどんなことに気をつければ良いのか？

3月の「年次有給休暇取得義務化」セミナーは予想を大きく上回る反響をいただきました。その際いただいたご要望にお応えして**無料個別相談会**を実施します。相談会では、実際に運用する中で出てきた疑問にもお答えします。

就業規則の有休に関する新しい規程例、実際にそのまま使えるとご好評の「有休管理表」もご提案いたします！

対応必須の内容です！ぜひ今回の相談会をご利用ください！

4名の経験豊富な専門家が
お答え致します。



無料相談会をご希望の方は、

裏面【診断シート】で簡単なセルフチェックを実施していただいた後
【申込用紙】をご記入の上、当事務所までFAXをお送りください

◆ 働き方改革 診断シート ◆

ご質問内容	ご回答欄
Q1. 有給休暇の取得率が低い 例:年間有給休暇取得日数が5日以下の社員がいる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q2. 年次有給休暇の取得について、会社で進行管理を行っていない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q3. 有休を取得されたら会社がまわらなくなるか 不安がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q4. 会社として有休の計画的付与を検討している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q5. 年次有給休暇の付与するタイミングが社員ごとに異なっている	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
Q6. 年次有給休暇の時間単位、半日単位の付与を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q7. 会社全体として、有給休暇を取得しにくい雰囲気がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q8. 時給・日給制などのパートタイマーが多い	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q9. フレックスタイムで働いている社員がいる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q10. 顧問の社会保険労務士がいる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

働き方改革無料相談 申込用紙

希望日時	第一希望日: 月 日 時～時～	第二希望日: 月 日 時～時～
希望場所	<input type="checkbox"/> 神戸事務所 <input type="checkbox"/> 姫路事務所 <input type="checkbox"/> 貴社 (遠方の場合は交通費を頂くことがあります。)	
会社名	所在地	〒
TEL:	FAX:	従業員数:
ご参加者	①御役職・御芳名	メール
	②御役職・御芳名	メール

お申込み F A X : 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお届けいたします。(受付票は TEL希望 メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040